

奈良県告示第三百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和七年十二月五日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
スマイルリンク株式会社	橿原市北妙法寺町二三―一〇	スマイル訪問看護ステーション	橿原市曲川町六丁目二―一	令和七年十一月一日
株式会社ストーン・ワールド	大阪府東大阪市森河内西二―三〇―一八	エミナス訪問看護ステーション	生駒郡斑鳩町興留一丁目八―二〇 法隆寺マンションⅡ四〇一 号	令和七年十一月一日
株式会社Smile Link	北葛城郡王寺町葛下一丁目八―四 REIWA協立ビル二C号室	訪問看護ステーションにこはぴ	北葛城郡王寺町葛下一丁目八―四 REIWA協立ビル二C号室	令和七年十一月一日